

# 減量認定事務取扱運用方針

平成2年1月1日

施行

## (目的)

第1条 この方針は、小牧市下水道条例(昭和61年小牧市条例第38号)第16条第2項第3号に規定する排出量の認定(以下「減量認定」という。)について必要な事項を定めるものとする。

## (適用の基準)

第2条 減量認定の適用を受けることができるものは、使用の態様が事業活動による使用水量で、製氷若しくは食品製造等(以下「製品化」という。)、クーリングタワー若しくはボイラー等の蒸発若しくは散水その他小牧市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和42年小牧市条例第18号)第4条第2項の下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が認めた場合について、使用水量と排出量との差が20%以上又は2月につき200<sup>m</sup>以上であるものとする。

## (排出量の計測)

第3条 排出量の計測については、計量法(平成4年法律第51号)による計量器によるものとする。ただし、製品化の場合で、計量器による計測ができないものについては、製品の有水量(含水率)及び製品出荷量等により算出した排出量の算定根拠を明らかにした資料から算出する水量を認定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、排出量の計測及び算出をすることが困難であると認められる場合は、排出口に次の各号のいずれにも該当する排水メーターを設置し、排出量を計測するものとする。

(1) 計量法第2条第4項に定める特定計量器であること。

(2) 排水メーターの製造業者は、計量法第40条に定める事業の届出を行った製造業者であること。

(3) ローカット機能(少量排水の値を計量しない機能)を有しないこと。

(4) 4年毎の点検を実施し、報告書を提出すること。

(5) 排水メーターの流量精度は±3%以内であること。

3 減量認定の計測に必要な設備の設置、維持管理及び計量器の検定有効期間経過による取替えについては、排水設備の使用者が行うものとし、

その費用は使用者の負担とする。

(申告)

第4条 減量認定を受けようとする使用者は、その適用を受けようとする月の1月前までに次の方法により、管理者に申告しなければならない。

(1) 排出量の計測について、計量器を設置している使用者は、減量認定申告書(様式第1)に計量器設置箇所図及び給排水系統図等を添付して、申告するものとする。

(2) 排出量の計測を計量器により計測できない場合の使用者は、減量認定申告書に過去1年間の使用実績等(有水量、製品出荷量等)を記した資料を添付して、申告するものとする。

2 管理者は、前項の申告があった場合において、これを認定したときは、減量認定通知書(様式第2)により申告者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けたものは、小牧市下水道条例施行規程(平成31年小牧市下水道事業管理規程第10号)第14条に規定する排出量申告書(以下「排出量申告書」という。)を使用月の末日から起算して7日以内に管理者に提出しなければならない。

(汚水排出量の認定)

第5条 排出量の認定の方法は、次によるものとする。

(1) 第3条第1項に該当する場合については、排出量申告書に記載の排出量とする。

(2) 第3条第2項に該当する場合については、排出量とする。

(3) 使用者が管理する計量器等の不具合により当該使用者の排出量が確認できない場合については、前3期における期平均排出量と前年同期の排出量との平均とする。

(4) 前号の規定により排出量が確認できない場合については、前3期の平均排出量とする。ただし、前3期の平均排出量が適用できない場合については、計量器等の修理が完了した月の属する期の次期の排出量とする。

2 管理者は、前項の規定により排出量を認定したときは、排出量認定書(様式第3)により使用者に通知するものとする。

(減量認定の適用期間)

第6条 減量認定の認定期間は、4年以内とする。

2 使用者が、減量認定の適用を引き続き受けようとする場合は、減量認

定申告書により管理者に申告しなければならない。

(減量認定の取消し)

第7条 管理者は、使用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、減量認定を取り消す。

(1) 虚偽の申告又は不正な方法により減量認定を受けたとき。

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき。

(その他)

第8条 第4条第1項の申告をした使用者は、その申告の内容に変更が生じた場合は、新たに減量認定申告書を提出しなければならない。

附 則

この方針は、平成2年1月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成3年8月15日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年21小経第4-2号)

1 この方針は、平成31年4月1日から施行する。

2 この方針の施行の際現に改正前の減量認定事務取扱運用方針の規定に基づいて作成されている用紙(様式第1に限る。)は、改正後の減量認定事務取扱運用方針の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (令和元年21小業第709号)

この方針は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年2小業第1110号)

1 この方針は、令和3年1月1日から施行する。

2 この方針の施行の際現に改正前の減量認定事務取扱運用方針の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の減量認定事務取扱運用方針の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

様式第1 (第4条、第6条関係)

減量認定申告書

年 月 日

(宛先) 小牧市下水道事業  
小牧市長

使用者

住所

ふりがな  
氏名

(電話

)

小牧市下水道条例第16条第2項第3号の規定による排出量の減量認定を受けたいので、次のとおり申告します。

産 業 種 別			
担 当 者 名			
使 用 場 所			
お 客 様 番 号			
下 水 番 号			
水道メーター番号			
公共下水道に排除 されない汚水種別			
私 設 メ ー タ ー 製 造 年 月 日			
使用水量 (年間)		排出量 (年間)	
減量認定を必要とする理由			

(注) 減量計測について、計量器を設置している使用者は、計量器設置箇所及び給排水系統図等を、減量計測を計量器により計測できない場合の使用者は、過去1年間の使用実績(有水量、製品出荷量等)を記した資料を添付すること。

(注) 法人にあつては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

様式第 2 (第 4 条関係)

第 年 月 日 号

減 量 認 定 通 知 書

様

小牧市下水道事業  
小牧市長

年 月 日付けの申告について、次のとおり決定しましたので通知します。

使 用 者 名			
認 定 使 用 場 所			
お 客 さ ま 番 号			
水 道 メ ー タ ー 番 号		下 水 番 号	
公 共 下 水 道 に 排 除 さ れ な い 汚 水 種 別	水 道 汚 水 ・ 井 戸 汚 水 ・ 湧 水 等 そ の 他 汚 水		
減 量 認 定 原 因 の 種 別			
備 考			

- ※ 1 事務所の改築等、その他の理由により認定事項に変更が生じる場合は必ず報告してください。
  - ※ 2 毎 数月の 日から 日までの期間に検針を行い、必ず報告してください。  
メーターの設置に伴う修繕・取り替え・点検等の維持管理は使用者の費用負担になります。
  - ※ 3 メーターの有効期限は、 年 月です。期限内に交換をしてください。  
交換をしていただけない場合は減量認定できません。
- (注) 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

様式第3 (第5条関係)

第 年 月 日 号

排出量認定書

様

小牧市下水道事業  
小牧市長

年 月 日付けで、申告のありました排出量について、次のとおり認定しましたので通知します。

下水番号	第 号
認定排出量	
使用水量	
水道メーター番号	
適用年月日	
備考	

(注) 法人にあっては、その名称、代表者氏名及びその主たる事務所の所在地を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。